

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度タイ FIT 向け岡山県・香川県周遊 PR 事業に係る業務

2 実施主体

岡山県インバウンド推進協議会

公益社団法人香川県観光協会

3 目的

訪日リピーターを中心に地方への関心が高まりつつあるタイからの誘客及びレンタカーを活用した広域周遊を促進するため、タイ人観光客が旅行先を決定する上で重要な情報源である SNS 上で影響力のあるインフルエンサーを通し、岡山県・香川県（以下、「2県」という。）の観光地としての魅力を発信することで、2県への誘客を促進する。また、併せて FIT 向けの商品を販売している旅行会社を招請することで、本事業で実施するツアーの行程等を販売し、インフルエンサーの投稿で見た内容が実際に購入できる体制を確立する。

4 事業概要

タイにおいて訪日観光客に効果的に情報発信することができるインフルエンサー及び FIT 向けの商品を販売している旅行会社を招請する。招請後、被招請者のうちインフルエンサーは SNS で情報発信を行い、旅行会社には FIT 向けの商品造成を促す。

(1) 訴求対象

タイ人女性のうち訪日リピーター層

(2) 訴求テーマ

レンタカーを活用した広域周遊

(3) 訴求コンテンツ

レンタカーの利点を最大限に活かし、公共交通機関ではアクセスしにくい魅力的な地域を巡る旅を発信する。その他、訴求力の高いテーマがあれば提案すること。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施することとし、その際の留意事項は次のとおりとする。

(1) ファムツアー

ア 招請者

- ・インフルエンサーについては、タイにおいて使用率が高い SNS である「Facebook」のアカウントにより発信が可能であり、一定のフォロワー数を有する等、訪日旅行に影響力を有し、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高い発信が可能な者を1名以上招請すること。
- ・旅行会社については、2県の旅行商品について造成意欲があり、タイ市場において FIT 向けに販売力又は販売実績のある旅行会社を1社（1名以上）選定し、商品造成担当者等を招請すること。
- ・招請者は実施主体と協議の上で決定することとするが、招請候補となるインフルエンサー及び旅行会社をその理由とともに提案すること。

イ 実施期間

令和8年11月～令和9年2月

ウ 行程

- ・訪日タイ人観光客の流行を踏まえたテーマを設定した、2県を巡る3泊4日以上（岡山県に2泊、香川県に1泊以上）のものとする。
- ・行程の半分以上はレンタカーでなければアクセスが困難な場所を組み込むこと。なお、招請者が実際に運転する必要はないが、車で移動している様子を発信できるようにすること。
- ・行程中にフェリーの利用を必須とすること（往復である必要はない）。なお、フェリーへの車両の載せ方についても情報発信すること。
- ・訪日タイ人観光客の嗜好や招請者の意向等を十分に検討の上、目的及びテーマに応じた魅力的な行程案を提案すること。また、提案書において訪問先の選定理由を明らかにすること。
- ・行程は受託事業者決定後、提案書を基に実施主体との協議により決定するものとする。

エ その他手配及び留意事項

- ・宿泊施設は、1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。
- ・視察時に円滑に撮影が行われるよう、事前に趣旨説明及び招請者に関する資料の提供を行った上で、撮影許可を得ること。
- ・往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含めること。
- ・招請者の入国手続き及び旅行保険への加入（招請期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの）について調整すること。また、必要に応じて、招請者用のWi-Fiルーターの手配等も行うこと。
- ・日中の行程について、同行する実施主体の職員（3名分）の施設入場料等の経費を事業費に含めること。（移動や宿泊に係る費用は含めない。）
- ・視察先について、事前に招請者にタイ語の資料を提供すること。
- ・ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置を行うこと。なお、通訳者（タイ語の通訳案内士等）及び添乗員を1名以上手配することとし、通訳者が添乗員を兼務することも可能とする。ただし、添乗員は2県の観光知識に長け、適切に旅程管理ができる者とする。
- ・ツアーの実施中及び実施後には招請事業（取材先や行程等）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施し、その内容等について9（1）の実施報告書に盛り込むこと。なお、アンケート内容については、実施主体と協議の上決定すること。
- ・発信で取り上げた施設における発信による来訪者の反響の有無等について、一定期間後に直接ヒアリングすること。
- ・実施主体が本事業で招請者が撮影した素材の二次利用を希望する場合、招請者との調整を行うこと。

（2）情報発信

ア 掲載時期

令和8年11月～令和9年2月（招請後、速やかに投稿すること。）

イ 掲載媒体

招請者（インフルエンサー）が使用するSNS（Facebook）

ウ 掲載回数

原則として、インフルエンサー1名につき、Facebookで8回以上とする。このうち、岡山県に関する投稿は5回以上、香川県に関する投稿は3回以上とするとともに、1日あたりの投稿も2回以上とすること。なお、投稿内容については実施主体と相談の上、決定すること。

エ 発信内容

- ・レンタカー及びフェリーで2県を移動する利便性について必ず発信すること。
- ・訪問を誘引するような写真映えする印象的な内容とすること。また、観光客が実際に訪問する上で役立つ情報（営業時間、料金、交通情報等）も踏まえた内容とすること。

オ 留意点

時系列にする等、発信した行程を参考に、視聴者が後日実際に旅行できるような紹介の仕方とすること。また、画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。

(3) 商品造成状況ヒアリング

ツアー実施後適切な時期に、招請者（旅行会社）における商品造成状況及びヒアリング等を行うとともに、必要な支援を継続的に行うこと。当該調査、支援等の状況について、9（1）の実施報告書に盛り込むこと。

6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、実施主体の指示に従うこと。また、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、実施主体と受託者の間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 事業の実施に当たり知り得た事実または個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (5) 事業の実施に当たり得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (6) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は全て実施主体に帰属するものとし、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。ただし、あらかじめ実施主体の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 成果品等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用を含む。）において解決すること。
- (8) 事業の実施に当たり第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (9) 実施主体は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め実施主体に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

7 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

8 委託限度額

3,000,000 円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

（1）成果物

実施報告書（電子媒体）

※Microsoft word2007 以上、Microsoft Excel2007 以上、Microsoft Power Point2007 以上において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で、実施主体が指定するメールアドレスへの電子メール送信（容量が 15MB を超える場合は、任意の大容量ファイル転送システムと通じた送信）によるものとする。

（2）提出先

岡山県インバウンド推進協議会

（3）提出期限

令和9年3月15日

（4）その他

成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。

- ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
- ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。